

議案第 25 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 23 年 5 月 13 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年4月27日

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

(平成 23 年 4 月 27 日)
条例第 5 号)

北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第 23 条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 42 条第 3 項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成 22 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第 1 項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 42 条第 3 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成 24 年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成 23 年において生じなかったものとみなす。
- 4 第 1 項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成 24 年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。